

名古屋市告示第166号

清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について

平成25年名古屋市告示第 216号（清純な施設環境を保持すべき施設の指定）の一部を次のように改正し、令和 7年 4月 1日から施行します。

令和 7年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

「名古屋市旅館業法施行条例」を「名古屋市旅館業法の施行等に関する条例」に改め、表中

「

名古屋市青少年交流 プラザ	北区柳原三丁目 6番 8号	名古屋市	を
------------------	---------------	------	---

」

「

名古屋市青少年交流 プラザ	北区柳原三丁目 6番 8号	名古屋市	に、
なごやフレンドリー ナウ（大曽根サテラ イト）	北区平安二丁目21番61号	名古屋市	

」

「

日光川公園	港区藤前五丁目及び南陽町大字藤前 新田	名古屋市	を
-------	------------------------	------	---

」

「

日光川公園	港区藤前五丁目	名古屋市
-------	---------	------

に、
」

「

名古屋市天白スポーツセンター	天白区植田三丁目1502番地	名古屋市
名古屋市天白学校体育センター	天白区菅田一丁目 501番地	名古屋市

を
」

「

名古屋市天白スポーツセンター	天白区植田三丁目1502番地	名古屋市
----------------	----------------	------

に
」

改める。

名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課